

# シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告

～繰り返される跳び箱事故から子ども達を守る～

(The review of the symposium “To prevent accidents of physical education and sports”)

松原 範之 阿部 新治郎 濱田 玄樹 大川 雄矢

## 第1 始めに (執筆担当：松原範之)

### 1 シンポジウムの概要

令和元年8月24日、横浜情報文化センターにおいて、5団体（一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター、NPO法人Safe Kids Japan、公益財団法人日本中学校体育連盟、国士舘大学大学院法学研究科、日本スポーツ法学会）の共催、10団体（国立研究開発法人産業技術総合研究所、桐蔭横浜大学、日本体育大学、横浜市教育委員会、神奈川県弁護士会、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人笹川スポーツ財団、公益財団法人日本体育施設協会、公益財団法人スポーツ安全協会）の後援を受け、シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故 ～繰り返される跳び箱事故から子ども達を守る～」を開催した。

本シンポジウムは、当会の後援を得て開催し、また、当会スポーツ法研究会のメンバーが幹事・研究報告者を務めており、本誌を借りてシンポジウム内容を概説し、提言の内容を紹介する。

本シンポジウムでは、跳び箱事故をテーマに、①独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付データの分析、②裁判例の検討・紹介、③中体連協力による全国アンケートの分析、④跳び箱運動の在り方についての具体的提言を行った。

各テーマの研究発表者は、①国立研究開発法人産業技術総合研究所の北村光司主任研究員、②当会の濱田玄樹会員（横浜イースト法律事務所）、大川雄矢会員（川崎パシフィック法律事務所）、③中嶋翼弁護士（東京弁護士会）、岡本健太弁護士（第一東京弁護士会）、④桐蔭横浜大学

スポーツ健康政策学部学部長・松本格之祐教授、まっく体操クラブ・向井忠義代表である。

### 2 学校は子ども達が毎朝期待の笑顔で登校し、帰りには満足の笑顔で下校するところ

まず、公益財団法人日本中学校体育連盟の菊山直幸前専務理事が、概要以下のとおり、開会の挨拶を行った。

本シンポジウムは、これまでサッカーゴールの転倒、ムカデ競争、組体操、野球、水泳について意見交換をし、具体的な提言を行った。

今回は全ての小学校からほとんどの中学校で体育の授業として取り組んでいる跳び箱運動の事故防止に焦点を定めて取り組んだ。

学校は子ども達が毎朝期待の笑顔で登校し、帰りには満足の笑顔で下校するところである。子ども達の多くが楽しみにしている体育の授業、目標としては健康の増進、明るく豊かな学校生活を送る、こういった目標の中でそれぞれの学校で取り組んでいる。

残念ながら跳び箱運動では多くの事故が発生しているという事実があり、現場の先生方も跳び箱運動については危険性を感じながら授業を進めている現状がある。

子ども達の笑顔と成長のために、跳び箱運動をいかに事故を繰り返さない安全なものとして、笑顔のまま子ども達が授業を終えるように安全な指導を考えていきたい。

## 第2 跳び箱に関する傷害について～日本スポーツ振興センターのデータ分析から～ (執筆担当：松原範之)

### 1 概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所の北村光司主任研究員から、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)の災害共済給付データ(平成26年から28年)から見る跳び箱事故の実態の報告がなされた。

### 2 分析対象

日本スポーツ振興センター(JSC)では、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下における災害に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)を行っており、その災害共済給付のデータを集約・蓄積している。

今回紹介するデータの内容は、平成26年から28年度に申請された小学校、中学校、高校(高等専門学校も含む)における体育中の事故(医療費総額が5千円以上の事故)である。

### 3 分析結果

小中高の体育事故の総数は年平均21万9千件程度、運動別の件数が多い順に、バスケットボール(5万1千件程度)、跳び箱運動(2万6百件程度)、サッカー・フットサル(1万9千件

程度)であった。

比較的重い怪我(給付金額が3万円以上)に限定すると、小中高の事故総数では跳び箱運動が最多であり、特に小学校・中学校ではいずれも最多である(図1)。

跳び箱運動による受傷部位は、小学生・中学生は手関節・手・手指が最多で、怪我は約40%以上を骨折が占める。高校生は足関節・足が最多で約61%が捻挫を占める(図2※受傷部位のカラーマップは、学校種別ごとに最多受傷部位の件数を1としたときの各部位の受傷件数の比率を色で可視化している)。

小学生・中学生の手関節・手・手指の怪我は、跳び箱に着手する際の怪我や着手後の手の上に臀部が乗ってしまう状況での事故が多い。

障がいが残った跳び箱事故は、10年間で27件(小14件、中11件)。部位は、上肢・手指で約半数の13件を占め、多くは骨折によって関節が曲がりづらくなるなどの機能障がいである。件数は多くはないが、給付金額が高額なものは、跳び箱を越えた後に前のめりになり、背中から着地し、脊柱変形が生じた事故であった。

跳び箱運動は重傷度が高い事故が起きており、治療後も障がいが残る場合がある。特に、上肢・手の骨折や脊柱変形が生じる事故は重傷度が高いので、予防法が必要である。

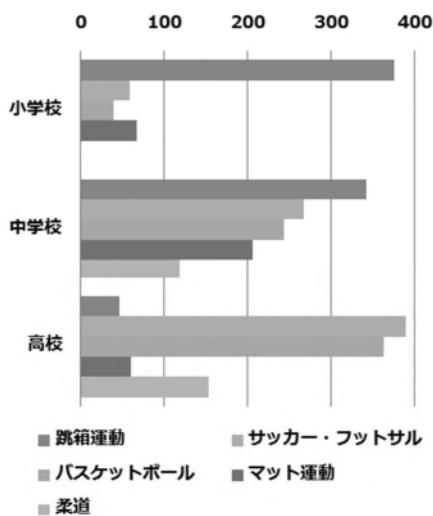


図1 給付金額3万円以上の事故の運動別件数(上位5種類)

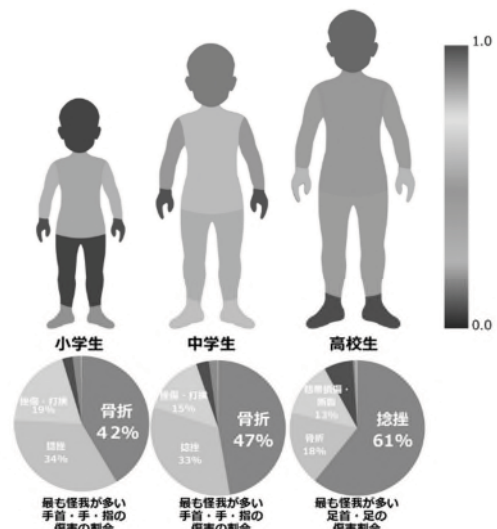


図2 跳箱運動による怪我の受傷部位と最多受傷部位の傷害割合

### 第3 飛び箱事故判例紹介 ～横浜市立中学校事故及び過去の裁判例について～ (執筆担当:大川雄矢)

#### 1 はじめに

本項では、飛び箱事故の主だった5つの裁判例で判断された学校の責任の解説を通じて、教師が飛び箱事故を未然に防ぐための対応について考察することを主眼としている。

当該裁判例を紹介する前提として、日本スポーツ振興センターで実施している災害共済給付の分析結果から、学校現場で生じている飛び箱事故の概要を簡単ではあるが紹介する。

#### 2 災害共済給付の飛び箱事故について

まず、日本スポーツ振興センターで実施している災害共済給付によって平成17年度から平成29年度に給付した総数7028件の死亡障害事例の分析から紹介する。

平成17年度から29年度の給付の死亡障害事例の総数7028件のうち飛び箱の事故は36件存在した。

なお、次ページの表のうち、事例の発生状況欄の記載には飛び箱の段数の記載もあるため、飛び箱の段数について簡単に説明を加える。飛び箱の規格には小型、中型、大型の3つの規格があり、中型サイズが最も一般的で、小学校・中学校いずれでも用いられているが、小学校では小型を用いることもある。そして、同じ段数であっても、規格によって飛び箱の高さ、長さはそれぞれ20cmから30cmほど変わってくる。

しかし、公表されている災害共済給付の情報に、飛び箱の規格までは含まれていないため、飛び箱事故事例の発生状況欄の中の段数表示は参考程度にしていきたい。

表の事例のうち、紙幅の都合から、全てをご紹介するということはできないが、学年別で少し事例を紹介したい。

まず番号2の事例は、小学校2年生の児童が手を飛び箱につく際に反対向きについてしまったことで手を怪我してしまったという事例である。小学校低学年では、自身の身体の動かし方をつかめない児童が多いからか、頭で思い描く

イメージと異なる運動をしてしまうことがあり、思いもよらない事故が発生し得る。番号4の事例も、詳細までは不明であるが、小学校3年生の児童が、飛び箱を跳ぼうとして足を飛び箱に当てて転倒し右肘を受傷したという態様であり、頭で思い描いていた基本動作がうまくできていなかった可能性があると思われる。

番号10の事例は小学校4年生の児童が飛び箱を跳んだ後の着地の際に左腕をついて怪我をってしまったという事例である。先の2つの事例同様、受傷部位としてはいずれも上肢となっているものの、事故の発生状況はそれぞれ全く異なる事故内容になっているため、発生状況も合わせて確認していただきたい。

次に小学校高学年の事例に移ると、より高度な技が出てくるからか、事故の発生状況に変化が生じている。番号16の事例は段数を増やしながら開脚跳びをしていた結果生じているため、基本動作はできていた児童であったと考えられるが、最終的に事故が生じた際に、身長や筋力と段数が適切であったか疑わしい事例である。番号17や番号21の事例は小学校6年生の児童が前方倒立回転跳びや頭はね跳びといった高難易度の技に挑戦していた際に発生した事故であり、これらの高難易度の技に挑戦することが十分可能な運動能力であったのかに疑いが残る事例である。

中学生の事例でも小学校高学年と同様、高難易度の技での事故も生じているが、身体能力の向上と段数の適合が問題となり得る。番号24及び番号25の事例は、いずれも生徒の勢いが強すぎたことから発生した事故である。生徒の身長や飛び箱の段数が不明であるため確かなことはいえないものの、身体能力に比して低すぎる高さで行ったといった、身体能力と高さの不適合、不整合が疑われる事案でもある。

高校生の事例は、数としては多くはないものの、番号33の事例は死亡にまで至った事故となっている。成長と共に体重も重くなって運動速度も上がっていることから、事故が発生した時の衝撃が大きくなっているため、重大事故の危険性が高まることが指摘できる。

日本スポーツ振興センター 学校事故事例検索データベースに基づく事故事例紹介				
番号	学年	性別	受傷部位	発生状況
1	小1	男	頭部（顔面）	体育の時間に跳び箱（小）を利用したサーキット遊びをしていた。跳び箱の上にいる時に勢いがあり、前へころぶ。その際、口（歯）を強く打ちつける。
2	小2	男	上肢（手）	跳び箱の3段を跳ぶ練習をしていた際、右手を上手くつくことができず、手指から甲にかけてつく状態となった。
3	小2	男	上肢	跳び箱の7段をとんだ際にバランスを崩し、転倒。左腕を負傷した。
4	小3	女	上肢（肘）	跳び箱を跳ぼうとしたが、足が跳び箱にあたって転倒し、右肘を負傷した。
5	小3	男	頭部（顔面）	跳び箱の練習をしていた際、着地に失敗し、自分の膝に左目をぶつけた。
6	小3	男	上肢（手）	跳び箱五段を開脚跳びした時、右手薬指と小指をひねった。右手小指がはれて変形し、骨折。
7	小3	男	上肢	手をついた時バランスを崩し手を捻った状態で跳んだため、左腕に全体重がかかり、左腕を負傷した。
8	小4	男	上肢（肘）	開脚跳びをして、着地の時に右腕に体重をかけた際、右肘部を負傷した。
9	小4	女	首・胴体	台上前転の着地の際に、首をひねってずれたまま着地をした。
10	小4	男	上肢	6段の跳び箱を跳んだ際、着地場所に置いてあるマットに、左腕から着いたときに、自分のからだがり降り痛めた。
11	小5	男	上肢	跳び箱に手をつかずに跳ぼうとして、前方に左腕から転倒した。
12	小5	女	上肢	踏み切りに失敗して膝が跳び箱に当たり、バランスを崩し左手を下にして落ちる。
13	小5	女	上肢（腕）	体操部の部活動中、跳び箱で台上倒立前転跳びの練習を行っていた際、跳び箱に手を着いたときバランスを崩し、左手からマットに落ちてしまい、左上腕を負傷した。
14	小5	女	上肢（腕）	跳び箱の基礎的な練習をしていた。二人一組での馬跳びで、着地の際バランスを崩し左肘から転倒した。
15	小6	男	上肢	横跳びの練習をしていた。勢い余って着地に失敗し、左腕から落下した。その際、左腕がマットに後ろ手につくような格好になった。
16	小6	男	下肢	跳び箱の段数を増やししながら開脚跳びの練習をしていた際、8段目を跳びきることができず足を強打する。
17	小6	男	頭部（顔面）	前方とう立回転跳びの補助練習で、着地したとき自分のひざで眼を打撲した。
18	小6	男	首・胴体	跳び箱4段で台上前転をしていたところ、マットに臀部から落ちて首と背中を痛めた。
19	小6	女	上肢（手）	両手を離すタイミングがずれ、右手が少し遅れて跳び箱から離れた。
20	小6	男	上肢（手）	跳び箱8段横跳び練習中に、バランスを崩して跳び箱から落ちたときに手を痛めた。
21	小6	女	下肢	跳び箱の頭はね跳びという技をしていた際、着地時に右足関節を捻り負傷した。
22	中1	女	上肢（腕）	着地に失敗し、右肘を床に激しくぶつけ、負傷した。
23	中2	男	下肢	「頭はね跳び」の練習をしていたときに着地に失敗し、下肢部を痛めた。
24	中2	男	首・胴体	高さ約110cmの跳び箱に着手して跳んだところ、バランスを崩して前のめりになり、セーフティマット上に首から背中にかけて落ち、背中に衝撃が走り動けなくなった。
25	中2	男	首・胴体	跳び箱を跳んでいた際、勢いあまって背中から着地し、背中が痛くなった。
26	中2	男	上肢（手）	跳び箱の上に手をついた瞬間、左に倒れて左手をけがしてしまった。
27	中2	男	首・胴体	勢いをつけすぎ、着地に失敗し、腰を痛めた。
28	中2	女	上肢	跳び箱に手をついた際、右手を捻り、そのままバランスを崩して右腕から床に落下した。
29	中2	女	上肢（腕）	跳び箱をしていて着地に失敗し、マットの上で右肘を捻る。
30	中3	男	首・胴体	台上前転の試技で右手と後頭部及び補助者の補助の4点で前転した（跳び箱横に補助2名）。その際背中から着地し、そのとき頸椎を痛めた。
31	中3	男	上肢（腕）	跳び箱から落ち左腕を負傷した。
32	中3	男	下肢	屈腕前方倒立回転跳び（8段）の練習をしていて、勢いよく跳んだ後、着地のときにバランスを崩し、右方に体重がかかり負傷した。
33	高1	男	首・胴体	8段の跳び箱を跳ぶ際、助走の足が合わず、ロイター板を踏み越して、跳び箱前面に腹部を強打した。すぐに保健室のベットで様子を確認しながら、休養した。腹部の痛みが続くので、保護者と共に病院を受診し入院した。翌日、転院し治療を続けたが、数日後に死亡した。
34	高2	男	首・胴体	開脚跳びをしたときバランスを崩し、台上で前にのめったまま上半身からマットに落ちた。通常のマットの上に補助ソフトマットを敷いていたが、そこに跳び込み前転するような姿で着地し、胸部が極端に屈曲した。
35	高2	男	下肢	開脚跳びで助走と跳躍に勢いにつき上体が前に流れ、開脚した状態で着地し、左膝を負傷した。
36	高2	女	頭部（顔面）	跳び箱を跳んだ際、上二段が崩れ、三段目の跳び箱に顔面（歯部）を強打した。

これらを集計した結果としては、36 件のうち 19 件が上肢を受傷しており、受傷箇所としては最も多くなっている。また首や背中といった胴体部分を受傷する事例も 8 件と多く生じている。

学年別では、36 件のうち 22 件が小学校の高学年から中学生にかけての事故であり最も多くなっていること、性別では男子児童生徒が女子の児童生徒の倍以上の事故件数となっている。

### 3 裁判例の紹介

跳び箱に関する裁判例として、昭和 60 年から平成 29 年にかけて 5 つの事例を取り上げる。

事故事例の類型としては、「高さ」、「技」、「練習方法」の 3 点で分類を行う。

リーディングケースとなる最初の裁判例は大阪の高校での事例である。平均よりやや低めの体格の女子生徒が、高めの跳び箱を開脚跳びで跳ぼうとして転倒した事案であり、類型としては「高さ」の事案である。

具体的な事故態様としては、助走もジャンプも十分だったものの、跳び箱に手をつく際に右手首をひねってしまったことから空中でバランスを崩し、首から落下してしまったという事故態様であった。

判決の結論としては、運動能力に応じて徐々に段数を上げていったことなどを理由として学校側の責任を否定しているが、不適切な高さの跳び箱を使用させた場合に、学校に責任が生じるということは前提とされている。

2 件目は鹿児島県の事例で、中学校 2 年生の男子生徒が、前方倒立回転跳びという難易度の高い種目に挑んで事故が起きてしまった事例である。類型としては「技」と「練習方法」のいずれの事例にも該当する。

念のため前方倒立回転跳びについて説明を加えると、前方倒立回転跳びとは、跳び箱の上の部分に手をついて、そのまま台の上で倒立する姿勢を取った後、背中側から跳び箱の向こうに倒れ込むようにして着地する技である。

本事案の事故態様は、倒立して前方に跳ぶことがまだできていない生徒に対して、補助をしていた生徒が力を込めて前方に送り出してしまったところ、勢いがつきすぎて転倒したという

ものである。

補助役の生徒の不適切な補助が事故の要因となったものであるが、鹿児島地裁は学校側の責任を認めている。学校の責任を認めた理由は、大前提として教師は教育現場の安全に配慮する義務を負っているということが重要な視点となっている。本事案で具体的にみていくと、前方倒立回転跳びという技は難易度が高いことや被害生徒は運動が苦手なタイプであったといった事情の下では、そのような生徒の個別的特性を教師が把握し、挑戦させる技の調整や、適切な補助方法の指導をすることで事故を防ぐ取組みを行うべきであったとされたものである。

3 件目は静岡の富士の裁判例で、前の鹿児島と同様、中学校 2 年生男子生徒の前方倒立回転跳びに関する事故であり「技」の類型に当たる。

事故態様としては、生徒が跳躍して跳び箱の上部に手をついたものの、倒立状態の体重を腕で支えることができず、頭から跳び箱の上部に落下し、そのまま転倒してしまったという事案になり、補助役はいなかったというものであった。

技術の不足のみではなく、筋力そのものが不足していたことが要因となって事故が起きてしまったわけであるが、被害生徒がマット上での倒立も十分にできなかったといった事情の下で、前方倒立回転跳びという、できる生徒とできない生徒の差が大きい種目であることから、生徒の個々の能力を教師が把握して、挑戦させる技を適切に配慮すべきであったのに、個別적인指導もなく前方倒立回転跳びをさせたこと自体が不適切だったと判断され、学校の責任が認められた。先の鹿児島地裁のケースを含め、前方倒立回転跳びに挑戦させるにしても、例えば同じ器械運動であるマット上での倒立をまずは習得させる等、より難易度の低い類似した種目からじっくり練習させるといった方策を取るべき事案であったといえる。

4 件目の裁判例は小学校 6 年生の児童が台上前転を試みたが途中で跳び箱の横から落ちてしまった事例である。類型としては「技」の類型と考えられるが、「練習方法」についても問題が

あり得る事案である。

判決の結論としては、教師側の指導上の過失は否定されている。台上前転自体の難易度と被害児童の能力から、挑戦させること自体に問題が認められるような点がなかったことが考えられる。

ただし、本裁判例で教師の責任が否定されたとはいえ、台上前転であっても例えば通常のマット上で真っ直ぐ前転することが十分にできない児童にとっては危険となり得ることから、台上前転であれば大丈夫だと決めつけず、児童の能力を教師がきちんと把握することが重要である。その場合、個別にマット運動をさせるなどの工夫があり得るであろう。

また、台上前転では補助役がいることで安全確保がしやすいものでもあり、補助役がいれば防げた事案とも考えられ、補助役を置かないこと自体が責任の一内容となってもおかしくはない事例であった。

なお、この裁判例では、指導上の過失は否定されたが、事故が起きたことを保護者に直ちに報告しなかったことについては過失を認定している。指導だけでなく、事故が発生した後の対応についても配慮が必要である。

5 件目の裁判例は岡山地裁の判決であり、教師によって禁止されていた前方倒立回転跳びを生徒が勝手にやっちゃって転落した事故態様のものである。平成 29 年の裁判例で、近年では前方倒立回転跳びのような高難易度の技をしないよう指導する学校も多いようである。この裁判例の事故事案は先ほどの 3 類型に当てはまりにくい例外的な事案であり、結論としては学校の責任は否定されている。

ただ、裁判での一つの争点として、事故の直前に、事故を起こした生徒とその仲間が禁止された技をやろうという悪巧みを話していたことを教師が耳にしていながら適切な注意をするなどして事故発生を防ぐことをしなかったのではないかという点があった。すなわち、禁止された技を生徒がやろうとしていることを知っていたにもかかわらず止めなかった場合には責任が生じ得ることが前提にあるといえ、危険度の高

い技を禁止していたからといって、その技から生じる全ての責任を免れるとまではいえないという点が重要である。

中学生ぐらいの年代の運動神経のいい生徒は、基本的な技の繰り返しとなる授業内容を退屈に感じてしまう傾向があり、本事例のような悪巧みをすることも珍しいとまではいえない。これを把握していながら止めないとなれば、学校側に責任が生じ得ることは十分に注意する必要がある。

以上 5 件にわたる裁判例全体の傾向は次のとおりである。

最も大きなポイントとしては高難易度の技に挑戦させることについて、裁判所は厳しくなる傾向があるという点が挙げられる。

また、各児童生徒の体格や技術について個別的に把握するという視点が重視される傾向が認められる。

そして、補助役を含めた事前の指導内容や、事故前の生徒間の会話内容など、授業の場そのものにおける諸々の要素の総合的考慮によって、教師が事故を防ぐための行動をとっていたといえるかという判断構造のもとでは、教育現場において、細かく状況を把握した上で、適切な指導することが求められることになると思われる。

最後に、裁判例ではないが、最新の事例である横浜市鶴見区の市立中学校での事故についても言及する。

訴訟にもなっていない段階であり、報道あるいは発表資料に基づく事実関係把握によるものになるが、「高さ」や「練習方法」の類型による事故事案である。具体的には、身長と比べて低すぎる 5 段の跳び箱を使用した結果、臀部が上がりすぎて、跳び箱への手つきが不十分のまま前のめりになり、エバーマット上に頭から落下してしまったために受傷した事案とのことである。

当時、担当教師から、跳び箱は苦手な生徒は低い段を跳ぶようにとの指導がされていたようであるが、高すぎる跳び箱のみならず、低すぎる跳び箱によっても事故が生じ得る点にも注意が必要である。

また、この事案では、開脚跳びの直前に台上前転をしていたという事情があったとされている。

いわゆる回転系の技の直後は、身体のイメージがその回転系のものに引きずられてしまって、切り返し系の技を行う際に体勢を崩しやすくなるとの指摘が文科省のマニュアル等でもされている。このような現象の影響が事故の要因の1つとされることも考え得る事案である。

さらに、被害生徒は柔道部員で入学後、事故前まで体格が急に成長している時期であったとの事情や、担当教師は柔道部の顧問でもあったことなどから、当該生徒の身体の成長の把握ができる立場であったとの事情がありそうである。被害生徒は中学2年生にして体重90キログラムに急成長していたとのことで、成長した身体の使い方は徐々にこれから学ぶべき段階だったかもしれないため、急激な身体の変化に配慮すべきであったかどうか、配慮するとして配慮はどの程度必要なのかについても争点になる可能性がある。

仮に本案件が訴訟となり、上記の各事情が主張されるとなれば、これらの事情がどのような評価を与えられるかについて注目する必要がある。

#### 第4 日本中学校体育連盟による全国アンケートの分析～跳び箱指導の現場の声～ (執筆担当：阿部新治郎)

##### 1 概要

岡本健太弁護士（第一東京弁護士会）と中嶋翼弁護士（東京弁護士会）から、日本中学校体育連盟の協力を得て全国の中学校に対して実施し、国立研究開発法人産業技術総合研究所と共に5名の弁護士が分析に当たったアンケートの結果が報告された。

このアンケートは、平成31年の5月10日～22日にかけて、全国の中学校の体育教員を調査対象とし、平成30年度の体育授業の現場での跳び箱運動の実施状況、発生した事故の状況、教員の考え等について、日本中体連から各

都道府県の中学校に対してWEB入力によるアンケートを配布し、全国40都道府県の718校から回答を得たものである。

##### 2 具体的分析結果

###### (1) 跳び箱授業の実施内容

まず、体育授業での跳び箱運動の実施の有無について、約4分の1の学校がそもそも実施していないとした。

###### (ア) 実施態様

跳び箱授業を実施する際に、指導要領や教科書以外に特別な資料を作っているという学校は回答数の約1割程度であった。

跳び箱授業の実施時には、殆どの学校が補助器具を使用しており、具体的に使用する補助器具はロイター板や跳躍板であるとの回答が、圧倒的多数であった。なお、ロイター板と跳躍板の違いは、前者は板バネを使用し、後者はスプリングを使用していることにある。

安全器具として、着地地点以外にマット等を設置するかどうかという点では、約8割の学校が設置しており、マットの種類は、体操マットやエバーマットが多かった。また、マットの設置は、跳び箱の左右や、着地地点マットの左右、着地地点の奥、着地地点付近、跳び箱上というように多様な回答が見られた。

跳び箱運動を行う生徒への補助役は、約9割の学校がつけているが、つける基準としては、全ての生徒に補助役をつけるとの回答は少なく、実施する技に応じてつける学校が圧倒的多数であった。また、生徒の一部につけるとい回答が次に多かったが、その基準としては、技能未熟を挙げる回答が一番多かった。実施する技によって補助役をつける場合、補助役をつける技は、台上前転、倒立回転跳び、頭はね跳び、首はね跳び、という順であった。なお、殆どの学校で、補助の仕方に関する具体的な指導を行っている旨の回答が得られた。

跳び箱運動を始める際の特別な準備運動の有無については、約4分の3の学校で特別な準備運動をしており、その内容は、ストレッチが一番多く、その他には、かえる跳びなどの跳躍運動やかえるの脚打ち運動で、腕支持の運動系

が多い結果であった。

(イ) 成績評価

成績評価の際に重視する考慮要素は、意欲・関心が最も多く、その次に技、次いで知識、という順である。

跳び箱の段数で何段を跳べたかという点は、一番低い成績評価要素であった。

(2) 跳び箱事故の概要

(ア) 事故発生の有無と概要

まず、平成30年度の跳び箱運動授業での事故の有無について、約3割の学校で事故があったと回答した。

事故があった場合の対応内容は、保健室対応が544件、病院搬送が178件、そのうち救急搬送が5件であった。

事故による傷害の種類では、捻挫が最も多く、次いで挫傷、打撲、擦過傷である。その次に、比較的重傷度の高い脱臼、骨折があり、さらにその次が突き指その他であった。また、その他の傷害内容も靭帯損傷や半月板損傷という重い結果であった。

(イ) ヒヤリハット事例

事故には至らなかったが危険な状況を経験したケースは、約6割の学校であった。

その具体的内容は、事故になりかけたが教員や生徒の適切な補助でぎりぎり事故にならなかった例や、補助が不十分であったために危険な状況になった例、跳び箱運動者の生徒の恐怖心が強いために技を途中で止めてしまった例等があった。

事故発生数と危険な状況の経験数を比較すると、危険な状況の経験数は、事故発生数の2倍であり、事故発生より危険な状況が実際に発生した学校が非常に多いことが見てとれる。

(3) 教員が考える事故原因

アンケートに回答した現場教員が考える事故原因は、跳び方の不適切によるものが457回と圧倒的に多かった。

次に多い原因として、跳び箱・用具の不良、メンテナンス不足との回答が見られ、マット劣化やマット枚数の不足、跳び箱上部の敷布に穴が開いていたという具体的回答もあった。次い

で、技の選択の不適切、補助の仕方の不適切、跳び箱・用具の設置の不適切という回答が並ぶ。設置の不適切とは、跳び箱設置の際に指を挟んだ等の事故事例である。また、さらに、その他の原因として、そもそも生徒の運動能力が足りていない例や、事前の準備運動が不足していたとの具体的回答がされた。

1番多い事故原因とされた跳び方の不適切に関する具体的な内容は、着手の失敗として、手のつき方や手をつくタイミングの失敗が1番多く挙げられた。これに次いで、着地の失敗、空中の姿勢失敗、技能の不足、助走の不適切・踏切時の失敗が並んだ。

(4) 事故防止に向けた現場の努力

次に、跳び箱運動での事故や危険な状況の改善に関する現場の教員からの意見を分析する。

(ア) 安全器具の使用

事故等防止のための具体的方策として一番多い回答は、マットやウレタンマット等安全確保のための道具を必要な数だけ用意すべきという回答であった。跳び箱運動実施の際に、補助役をつけることに加え、ウレタンマット等の安全器具を活用して安全確保する重要性を指摘する回答が多数見られた。

他方、多くのマット等を確保することで安全確保の可能性は高まるが、年に数回しか使用しないにもかかわらず非常に高額なマットを備品として購入することは、学校予算上困難であり、現実的には、安全器具が不足しているとの指摘があった。

以上を前提とし、安全確保には、十分な設備が必要であるが、器具による安全確保の重要性を認識しつつも、予算の都合で必ずしも十分な数の道具が準備できていないという現実を踏まえつつ、本シンポジウムでは跳び箱運動実施における具体的な安全策の提言を行う。

(イ) 段階的指導の実施

次に多かった回答として、個々の生徒の能力に応じて、小学校からの段階的な指導をしっかりと行うべきであるとの意見が複数見られた。

しかし、具体的な現場教員の声として、中学校では、小学校指導要領で定められた運動を確



認のために行ってから、既習の運動として授業を進めたいが、学校事情や実情もあって実際には困難であるとの指摘があった。

個々の生徒の能力や学習状況にばらつきがあることを前提として、跳び箱や補助方法の指導の在り方を工夫する必要がある、また、跳ぶ前の準備運動・導入プログラム等の在り方についても検討する必要があるため、本シンポジウムでは、補助の仕方や導入のための運動等についても具体的に提言を行う。

#### (5) 跳び箱の教育的意義

最後に、跳び箱運動における教育的意義の有無については、「あまり意義を感じない」との消極的意見が14%あった。

そこで、積極的に肯定する意見と消極的な意見を具体的に紹介して分析する。

##### (ア) 肯定する回答例

教育的意義を肯定する回答では、跳び箱特有のできたときの達成感や、自発的な課題解決を強調する回答が非常に多くみられ、具体的な一例として、「できるできないがはっきりする種目であり、苦手な生徒にとっては正直取り組みたくない内容だとは思いますが、その中でも自分の課題を設定し、練習方法を工夫したり、仲間と対話したりしながら、課題解決に向けて努力するいい機会となる運動種目である。」というものがあつた。

この点とリンクする回答として、成績評価について、「高い段数で行えることが良いという感覚があるが、そうではないことを教員が子どもにしっかりと伝えるべきである。自分の身体や能力に合った段数でなめらかに跳び越すことが大切であると伝え、教師もその視点で評価することが重要である。」との意見があつた。

このように、跳び箱運動の教育的意義を十分に活かすためには、評価する教員側の意識改革も重要と考えられる。

##### (イ) 否定的な回答例

跳び箱運動の教育的意義に消極的な回答で一番多かったものは、傷害のリスクを指摘するものであり、特に、子どもの体力の低下に伴い、傷害を負うリスクが以前よりも非常に高くなつ

ており、年によっては大きな傷害が発生するという指摘が多数あつた。

また、身体のコントロール技術を身につけるには危険度の低いマット運動でもよいのであり、傷害発生の危険を考えると、無理に跳び箱運動を実施する必要に疑問を呈する意見も複数見られた。

したがって、跳び箱運動の意義について、運動能力の向上だけを念頭に置くのであれば、マット運動等の代替運動で足りるという考え方が十分にあり得る点は吟味すべきと思われる。

もっとも、跳び箱運動の教育的意義について、単に運動能力の向上だけではなく、跳び箱特有の達成感や、自発的な課題解決等も重要であると考えるのであれば、可能な限りの安全対策を行った上で跳び箱運動を実施する必要があるとの結論になるであろう。

### 3 アンケート結果から見える現場の声

跳び箱運動の教育的意義については、必ずしも肯定的意見だけではなくて、否定的な意見も見られるが、跳び箱運動のメリットは認識しつつも事故のリスクが高いことを理由に否定するものが多い。また、重大事故の発生率が高い一方、安全確保が十分でない授業の存在も見受けられる。跳び箱運動を実施する場合、事故や障害発生のリスクをゼロにすることは不可能であるため、リスク等のデメリットと跳び箱運動特有の教育的意義を比較することとなる。

そこで、本シンポジウムでは、跳び箱の教育的意義を評価しつつも、事故のリスクが高いという点に配慮して、出来る限り事故や傷害発生のリスクを低くするための指導方法や予防策について具体的に検討する。

最後に、跳び箱の授業を行う際に、教員と生徒がポイントを共有するために独自のプリントを活用している例を紹介する。

北海道の上川町立上川中学校では、開脚跳びや台上前転等、技の種類に応じ、ポイントや練習方法等をイラストや写真を交えたプリントによって、生徒や教員との間で情報を共有できる仕組みを採っている。授業におけるテキストだけではなくて、このようなプリントを併せて活

用するのにも具体的な事故防止策となるため、ぜひ参考にしてほしい。

## 第5 跳び箱指導を楽しく安全に進めるための具体的提言

### 1 学校体育における跳び箱運動の在り方に関する3つの提言 (執筆担当：濱田玄樹)

#### (1) はじめに

ここで、桐蔭横浜大学の松本格之祐教授による跳び箱授業の実施におけるポイントの説明と提言が行われた。

その内容としては、以下のとおりである。松本教授の体験に依るところが多いため、一人称を「私」とした形式でご説明することになることをご容赦いただきたい。

#### (2) 跳び箱運動の意義について

提言に先立って、いくつかあらかじめ説明すべき事項がある。

まず、なぜ跳び箱運動を学校でやらなければいけないのか、すなわち、跳び箱の教育的意義はどこにあるのか、という点である。器械運動は、日常生活の中では経験できないような動きをする点に特徴がある(この点は、水泳も同様である)。すなわち、特殊な身体的操作に関するものだ、ということである。

具体的に言えば、実際に我々が器械運動を指導している場合に、子どもたちがその場で指示された運動をすることができないという可能性が一定以上ある、ということこそが重要である。その理由について、以下説明する。

運動には、感覚的要素が大きいものと、それから基礎体力的要素が高いものがある。後者の例としては、50メートル走が挙げられる。50メートル走は、走り方を練習したからといって、10秒0で走っていた子が突然8秒0で走れるようになるかといえ、それはまずありえないことである。

ところが、跳び箱運動は、やり方を学ぶとその場ですぐ跳べるようになる。今まで「怖い」と言っていた子が、「簡単じゃん」という感覚で跳べるようになるのである。つまり「自分でも

できる」という満足感・達成感を得ることができるといいう可能性があるのだ。

その一方で、跳び箱は非日常的な運動である。それゆえ、体育の授業の中で「自分でもできる」ということ保証してあげないと、なかなか日常生活を通して生徒が成長していく中で、跳び箱が上手くなっていかない、という側面があるのである。

この点は、運動というものの全てが含む問題ではある。つまり、上述したように、50メートルを走れない生徒は非常に例外的だが、50メートルを10秒0で走る生徒もいれば8秒0で走る生徒もいる。どちらが早く走れるかは一目瞭然である。そのため、見方によっては、体育運動は、その生徒の自尊心を傷付ける場合も出てき得るものである。

その中でも特に器械運動は「できた」か「できない」かの境界線が非常に明確である。上述したとおり、「できた」のであれば、それなりの満足感は得られる。しかし「できなかった」ものがあると、おそらくは生徒本人の心の問題にまで影響してくることになるだろう。

小学校の時点において、子どもたちにとって何か「できた」ということは、特に低学年、中学年では重要である。何かできるようになると、その子の日常の行動まで変わってくる。積極的になって、「できた」という経験が自ら「何かに取り組むんだ」という姿勢にまでなっていくのである。それゆえ、私は、生徒たちに繰り返し達成感を味わってほしいと思う。そのことを保証するのが、体育の授業だと考える。

上達することへの保証がなければ、できないままの生徒にとって、体育の教育が逆にマイナスになってしまう。いかに「できる」ことを保証するかというのが、ここで重要になってくるのである。

#### (3) 学習指導要領と跳び箱の種目について

いわゆる文科省の学習指導要領においては、跳び箱運動の目的として、「小学校で運動の楽しさに触れること」、「運動の行い方を知ること」、「動きを身につけること」といった趣旨のものに分けて記載されている。これに対応する具体

的運動種目の内容としては、①繰り返し系、②回転系、③発展技、という形で掲載されている。

今回のシンポジウムにあたってのアンケート調査の結果、500校を優に超え、700校にも及ぶ中学校のデータが得られたところだが、中学校においては、先ほど説明した小学校での、①繰り返し系、②回転系、③発展技、の3種類に加えて、④条件を変えた技、が加えられて、4種類によるカテゴリー分けがされている。

また、学習指導要領では、「技ができる楽しさや喜びを味わうこと」、「器械運動の特性等を理解すること」、「技をより良く行うということ」といった趣旨の記載がなされている。ところで、学習指導要領というものは、まるで判例が法的拘束力を持つものと同じように、書かれていることは指導しなければいけないという拘束力を持つものである。真面目な先生ほど学習指導要領を読んで、あるいは学習指導要領をより詳細にした、解説書を読み込むものである。そして、「こういうことを指導しなければいけない」という考えに縛られてしまうものであり、もしかするとそれが事故につながっている可能性もあるのではないかと懸念されるほどなのだ。それゆえ、「あの先生が不真面目だから怪我が発生した」ものとは限らず、逆に、先生が学習指導要領にのっとったことを真面目にやろうとした結果、怪我が生じてしまう場合もあるのである。

上述したところの跳び箱運動の「繰り返し系」と「回転系」について述べるに、具体的な技としては、最も知名度の高い「開脚跳び」が繰り返し系にあたる。回転系で最も知名度が高いのは、「台上前転」である。小学校では、開脚跳びと台上前転の2つが主な技になる。

指導者が少し頑張った場合には「跳ね跳び」のレベルまで到達することがある。また、「台上前転」からの発展として「首跳ね跳び」があり、さらに「開脚跳び」と同じ運動系で「抱え込み跳び」まで指導する指導者もいるものと推察される。「開脚側方倒立回転」、「ハンドスプリング」、「前方倒立回転跳び」などの種目もあるが、これらの種目については、中学校においていくらか事故が起きていた。

一般的な跳び箱の7段は、高さが110センチメートルある。高さ110センチメートルで「ハンドスプリング」をするというのは、かなり技能の高い生徒であっても難しい技となる。先ほどは「前方倒立回転跳び」を紹介したが、中学ではより難易度の高い「ハンドスプリング」を扱っている先生も見られた。

これから説明する3つの提言をあらかじめ短くまとめるに、①跳び箱運動での指導に際して重篤な障がい発生件数が多いことをまず認識して欲しい、②高さを評価の対象にしないということが重要である、③跳び箱を使わない段階で跳び箱運動に必要な動きの感覚を身につけさせるなど指導に工夫をすべき、ということである（③については、別途、向井先生から詳しく説明されるであろう。）。

（4）提言①：跳び箱における事故発生についての啓発の必要性

まず、跳び箱事故における、重篤な障がい発生件数を知ってほしいということが挙げられる。

本シンポジウムでは、既にデータ分析がされているが、現場の人間がそのような内容をどの程度認識しているか、ということは重要である。誰に認識してほしいかというと、当然まず現場の先生方が挙げられるが、さらに学識者、それだけでなくできれば保護者も含めた社会全体においても「事故がこれだけ起きてますよ」ということを認識してほしいところである。事故データ分析においては、骨折以上の事例が多数挙がっていた。そういう事故が沢山起きているという事実を、まず理解していただきたい。

要するに、小学校・中学校の先生方において、跳び箱の危険性を全く認識していないのではないかと、私自身はうすうす感じているところなのである。産総研のデータにもあったように、「事故発生には至らなかったものの、怪我が起きそうだった」というケースの割合はかなり大きいものであった。実際に怪我が起きたのは、全体の3割くらいだったはずである。ところが「怪我が起きそうだ」という状況は多く、これを逆に考えれば、ちょっと間違えれば怪我にな

ったかもしれないという場面に出くわしている先生が結構いる、ということの意味する。にもかかわらず、本シンポジウムで分析された全国レベルのデータを私たちがきちんと把握しているかという、なかなかそこまで自覚はしていないだろうと思う。

近年の教育現場における傾向として、採用教員数増加が挙げられる。現場では、20代の先生が増えている。私が教員になった頃はある意味で縦社会であり、先輩が私の授業を5分か10分程度見て、放課後1時間くらい指導されることがあった。その中で、私の指導方法について「そういう指導の仕方じゃダメだ」ということを教えてもらったものである。私の時代には、そういう機会が多々あった。けれども現在は、私が担当した元学生が卒業して大学を出て2年目で体育主任をやるような学校もある。つまり、若い先生が多くなった、という現場の事情が1つ挙げられる。

ここで、本シンポジウムの1か月程前に開かれた学会で発表された事例についてご紹介したい。これはマットと跳び箱の小学校での事案であった。跳び箱の中でも、小型の8段は高さ1mで、長さ80cmであるところ、これを2個くっつけて、長さ160cmの跳び箱にして開脚跳びを跳んでいる、という事案であった。そして、これは全速力で跳んでようやく跳び越せるような状態であったとのことであった。

すると、跳べた子を真似して跳んだ子がいて、その子は、お尻が引っかかって落ちこちてしまったとのことであった。幸いにして、怪我は発生しなかったとのことであるが、私は発表を聞いていて、これは怖い、と思った。けれども、研究会・学会に参加している小学校・中学校の現場の先生たちが、その発表について「素晴らしい発表だ」という風に話をしていた。これを目の当たりにした私は、ちょっと愕然とせざるを得なかった。そのため私は思わず「本当に安全が確保されているのですか？」と発言してしまったほどであった。

先ほど、20代の先生つまり現場経験が少ない先生方が増えているという話に言及したところ

であるが、上記の発表のケースを賞賛した人たちは、ひょっとすると、跳び箱の怖さをあまり知らない先生かもしれない。逆にこの人たちは、一生懸命体育のことを研究していて、子ども達に対して、自分がやりたいと思う技を選んでやることこそが良い教育だという風に考えているのかもしれない。けれどもそれは、ある意味で私からすれば勘違いである。そのような、事故が起きてもしようがないなという状況を、学会の発表で目の当たりにしたのであった。

本稿では最初に器械運動の価値について説明させてもらったところであるが、上述のような実践例がはびこると本当にちょっとまずいのではないかと感じる場所である。

本シンポジウムも含め、跳び箱運動の危険性への認識レベルや、もちろん上述したところの記憶的価値を認めつつも、できるだけこういった事故のない跳び箱運動にしていかなければいけないという意識を高めていく必要があることは言うまでもないであろう。

実際のところとして、文科省主導で、講師を呼んでの講習会が開かれている。さらに、都道府県レベルや市町村レベルなど各自治体でも結構な数の講習会が開かれている。学校単位で開かれているケースもある。夏休みに開かれた講習会に、私が呼ばれたこともある。学校単位で講習会をやっているという点については、上述したような学会と研究会でも話題になっているところである。本シンポジウムには、書籍関係者や、雑誌関係者もご来場いただいているところであるが、書籍や雑誌、あるいは新聞やテレビ等でも、こういったアナウンスができるのではなかろうか。

文科省についてであるが、「まるわかりハンドブック」やデジタル教材その他教材が作成されている。さらに、本シンポジウムに私が参加することになった理由でもあるのだが、「器械運動指導の手引」というものがある。これは、「学校体育実技指導資料」シリーズの第10集にあたる。これは、4年前に私たちが作ったもので、各学校に配られている。このシリーズも第10集なので、要するに器械運動は10番目というこ

とで、残り 9 つの要因について文科省は同様のものを作成しているということである。他にも、各学校に一冊ずつ配られているものもある。つまり、文科省は何もやっていないわけじゃないけれども、なかなか浸透していない、というのが現実だという風にご理解いただければと思う。

次に、「器械運動指導の手引」についてであるが、これにはDVDが付属されている。小学校の低学年から高等学校まで収録してある。小学校の低学年からマット、中学年で鉄棒、高学年で跳び箱運動という風に取り上げられていて、跳び箱だけで実に 17 分にわたる指導の方法、内容についての映像が収められているものである。文科省はここまでやっているのですが、結果はなかなか芳しくないようである。

特筆すべきことは、やはり教科書の問題である。私は、実はこれが 1 番ネックじゃないかと考えているところである。私は学会でも同様のことを指摘しているのだが、小学校の各教科の中で教科書がないのは、体育科だけである。音楽や図画工作にも教科書はあり、3 年生からは保健にも教科書はある。ところが体育だけは教科書が無い。

研究者によっては、「教科書は無い方がいい」と考える人もいる。それは、もっと自由に研究ができるからである。文科省が何か出すと、縛られてしまって自由にできないと言う人がいるのである。けれどもこの方法には一つ問題があり、指導している先生にとって、教科書が無いから何をやっていいかわからないのである。学校で示されている年間指導計画にのっとってやるのだが、何をどうしていいかわからない先生がいるのである。先ほど、若い先生が多いという点に言及したが、そういう先生にとっての手掛かりがなかなかないのである。

もちろん、子どもたちや保護者の方にとっても、教科書が無いので、いつ何をどの程度やったらいいのかというポイントを、情報として得ていないのである。これが一番大きな問題ではなかろうか。上述したように、学習指導要領には法的ともいえるべき拘束力があるものであり、現場の先生方は、学習指導要領あるいは学習指

導要領の解説に書かれていることをやろうとするものである。すると、その先生が高学年の担任になったときに、1 年生・2 年生あるいは 3 年生・4 年生でやったことを丁寧に復習するというよりは、高学年の学習指導要領で示された技に取り掛かってしまうことになり、当然ながら危険も増えてくるという現実が生まれてしまうのである。

ところで私は過去に、北海道の大学で、小学校の先生になりたいと希望している学生の授業を担当したことがある。その学生は大学 3 年生であった。跳び箱は 1 段で、高さ 30 cm に、高さ 20 cm のロイター板をつけたもので、実際の高さは 10 cm だったが、その跳び箱を目の前にして、その大学 3 年生の学生が前回りできなかつたのであった。つまり、跳び箱 1 段の台上前転ができなかつたのである。10 cm という、マットを 2 枚重ねるとほぼ 10 cm 程度になるので、これは 2 枚重ねのマットの上で前転ができないということであった。その大学 3 年生の学生は、泣いていた。

これはどういうことなのかと考えると、小学校、中学校、高校で体育の授業をやっているはずなのに、できない子がいる、ということなのだ。その学生を補助してあげたところ、私の目の前で出来るようになって、跳び箱 2 段も出来た。さっきまでやりたくなさそうにしていたその学生が、40 cm の高さの 2 段の跳び箱で出来るようになる、「もっとやりたい」という風に変ったものであった。

それから、京都の女子大の 2 年生のケースが挙げられる。小学校の教員免許を取ろうとする学生に教えた時のことだが、他の運動は素晴らしいパフォーマンスだったにもかかわらず、上述の北海道のケースと全く同じで、小型跳び箱 1 段 30 cm で 20 cm のロイター板を踏切板にしたものができない学生がいて、跳び箱を目の前にして泣き出してしまったのであった。授業の感想には、他の学生から「跳び箱が出来ないだけで泣かせるなんて最低の授業」という趣旨のことが書かれていた。本人のコメントは、「私が泣いたのは、大学 2 年までやらないで逃げて

きたからです。跳び箱はできないからと、逃げてきた自分が恥ずかしい。それで、涙が出たのです。」という趣旨の内容が書かれていた。

上記2つの例は、学生の年代が大学2年生や3年生であるのに対して、運動内容は跳び箱1段の台上前転であった。実際の高さとしては、10cm程度なのだが、それをできないままで、学生が大学生の年代まで来ているという現実があると私は知った。しかも、その人たちが小学校教員を目指しているという現実があるわけである。そのままにすると、おそらく「跳び箱なんてできなくていいよ」と言うような先生になるかもしれない。そういう現実が一方では存在するのである。そこには、教科書の不存在が大きく影響しているのではないだろうか。

(5) 提言②：高さを評価の対象にしないということ

次に、「高さを評価の対象にしない」ということの意義を説明する。

私が教員になりたての頃は、私の先輩は、跳び箱の高さで点数をつけていた。しかしながらそれは、小学校の低学年・中学年でしっかりと指導して小型跳び箱の4段くらいは跳べるようになったことを評価するもので、体が大きくなった5年生や6年生にとって、逆に小型跳び箱の4段は低いかもしなかった。それゆえ、5段や6段の跳び箱を用意して、ほとんどの児童が6段を跳んでいた。

現在、多くの場合で高さが評価の対象になっているのは、テレビで有名な「モンスターボックス」ではなかろうか。電話ボックスの高さまでとか、アーケードの高さまでとか、それをいかに跳び越すかを競う番組である。しかし結局、高さを求めていくとどこかで跳べなくなってしまうのである。どこかで跳べなくなる、ということは、失敗するということなのである。

私がここで思い出すのは、私自身が小学校5年生の時に転校して行った学校の担任の先生で、その人は大学を出たばかりの先生だった。一方転校生の私は、小学校4年生まで跳び箱の授業をあまりやったことがなかったのであった。ところが5年生になって初めて開脚跳びを高い

跳び箱でやったのであった。そのときはたしか跳び箱8段だったであろうか、高さは1mくらいであった。当時の私の身長は130cmくらいだったので、身長130cmで高さ1mの跳び箱を跳ぶことになったのであった。その授業で、男子は何人か跳べたので、私も挑戦したのであったが、どうにか跳び越せたものであった。今でも覚えていることとしては、跳び箱が高かったので跳び箱の上で手を使って歩いてしまったという点である。私は手で「たっ」と歩いて、着地した。しかし今になって、そのときの自分を思い返すと、怖くてしょうがない。仲間が跳んでいると、どうしても挑戦したくなるものなのだ。そういう私の記憶があるのである。要するに、「高さ」というものは、わかりやすい分だけ非常に怖いものなのである。

それでは、何をもって跳び箱を評価するべきであろうか。一つは安定した着地である。着地が危なっかしいのは問題である。本シンポジウムで先に紹介された事例において、頭から突っ込んだ着地もあったが、逆に勢いが足りなくてそっくり返って着地になるケースや、あるいは勢い余ってつんのめった形でいくケースもあり、どこかで問題があって着地がうまくできない場合がある。それゆえ、着地も一つの評価の観点にするべきである。

さらに、安定して余裕のある跳び越し方であるかどうかや、雄大さ、技の種類であろう。技の種類については、切り返し系であれば開脚跳び、あるいは少しお尻を高くしないと跳べない抱え込み跳びが挙げられる。回転系だと台上前転である。

付け加えるに、学び方も評価の対象となろう。学び方対応というものも評価の観点にしていくにあたり、これは別に跳び箱だけでなく他の体育の授業でも評価の観点とすることが可能である。

(6) 提言③：跳び箱を使わない段階で跳び箱運動に必要な動きの感覚を身につけさせる等の指導の工夫について

この点については、<sup>ほかく</sup>匍匐移動する運動が基本となろう。平らな場所で地面に手をつくると、頭

が腰より低い姿勢になるが、これは日常の生活ではないことである。さらに、腕で体を支えるという動きが必要になる。

そういった運動を経験しているかどうかというのがとても重要である。たとえば、手押し車やウサギ跳びといった運動を小学校低学年から繰り返しやっているかどうかは非常に大きな影響をもたらすものである。跳び箱と同じような動きを、跳び箱ではなく別なところでちゃんと経験しているかどうかは、重要である。

例えば跳び箱の切り返し系運動だと、両足で踏み切って両手で身体を支えて跳び越す動きというものが必要となる。現場では「両足で踏み切りましょう」とか「両手で身体を支えて跳び越しましょう」などと指導するものの、これに似たような運動をやってきたかどうかは重要となる。例えばタイヤ跳びである。グラウンドにタイヤを埋め込んである学校があるが、そういうところで連続してタイヤを跳び越したり馬跳びをやったりウサギ跳びをやったりというような動きを事前にやっていたかどうか、跳び箱に影響するのである。

本シンポジウム開催にあたって収集した映像をスロー分析するとわかるのだが、失敗した子が、5~6歩助走してきて踏み切って手をついたものの、手をついた時にまだ足が離れていないケースがあった。つまり運動としては、友達が台を作ってくれた馬跳びを跳び越すような動きになっていたのである。それゆえ、踏み切って手をつくまでの空間が無かったのだ。そして、そこから両腕のところまで身体を乗り出していくのであるが、ここで手が止まってしまい、これ以上肩が先にいかなくなってしまう。このまま勢いで肩を前に出すと跳び越せるが、逆にここで手を止めてしまっているというのがこの子が失敗する原因であった。その結果、左の手首の上に体重が乗ってしまい、この生徒は手首を痛めてしまったのであった。

だから、こういった「両足踏み切り」や「手で支えて跳び越す」という動きを、跳び箱をやる前にやってみるのである。事例を見るに、跳び箱を跳んだときに頭よりも腰が高くなってい

るケースが見られた。そのケースでは、左手と左肩は、手をついたところより肩が前に出ていたものであった。

別の練習方法を紹介するに、マットから次のマットまでの間で友達を台として馬跳びをさせるものがある。この練習では、馬を跳ぶ生徒の肩が前に出ていて、足と足の間から手を出すようにする。台を押した結果として足の間から手が見えるようにして、そのままの勢いで跳び越すようにしている。ただ単に反復の馬跳びをするというだけではなく、ある一定の距離を跳び越すような動きをさせるのである。つまり、跳び箱の開脚跳びにほとんど近いような動きを指導しているのである。私は、跳び箱で跳ぶというのは最後の最後で構わないと思う。

その上で、肩が前に出ていて、手も跳び箱の先の上についていて、腰も高く上がっている、というような開脚跳びを保証してあげるのが大事になってくるであろう。

次に回転系の運動についてであるが、まず前に転がる運動ですから低学年のうちからコロコロと転がるような運動をやっていくべきである。それから腕で身体を支持し、前に転がる運動などに繋げていく。

そして高いところでの前転であるが、これは跳び箱運動の「台上前転」に近いのだが、マット上で両手両足をついた状態からの前回りを行っている指導法がある。他には、手押し車から足を持ち上げてもらって前回りをしている例もある。別の例では、足で壁をよじ登った逆立ちのところからの前転をしている。これは倒立前転に近い形のものである。他の例では、柔らかい小さいマットを重ねた山を作り、その上に前回りで上らせていた。その上で、今度はマットの上部から前転をさせていた。要するに、色んな前転をまず経験させよう、ということである。それでも、固い狭い跳び箱に対して恐怖心を持つ子が出てくるものである。とはいえ最低でも上述の運動をやっておく必要はあると思われる。

さらに、安全配慮のために重要なのは、最低限の助走で跳ばせることである。先ほど挙げた馬跳びマットからマットに跳び越していた例は、

助走をつけていなかった。つまり、助走をつけても2~3歩程度にしよう、ということである。最後の一步を大きくすれば、これで前に行く勢いがつくものである。

用具の活用も重要である。たとえば、跳び箱の横にマットを置くようにすることである。これは特に、台上前転などにおいて、あるか無いかで安心感が違うものである。着地に柔らかいマットがあればこれも安心である。用具の活用は推奨されるべきである。さらに、仲間の協力も必要である。

上述したように、最小限の助走で2~3歩、というのが重要である。開脚跳びで一番危ないのは、助走をつけた開脚跳びで、しかも跳び箱が低い場合、手前に手を突くことになるケースである。本シンポジウムで調査・収集した動画の事例でも、踏み切った時にはもう手がついていたケースがあった。その体勢で思い切って足で地面を蹴ると、手を中心にして逆立ちになる動きになってしまう。本シンポジウムの研究事例の中で、頭から跳び込んでいった危ない跳び越し方があったところ、そのケースは動画をスローで再生するとわかるのだが、踏み切った瞬間にもう手がついているのだ。踏み切った手をつくまでの第一局面において時間があると、切り返しが上手くできるのだが、それが無いのだ。したがって、危ないのは踏切が弱かったり腰が高く上がらなかつたりして跳べないケースで、跳び箱の上にまたいでしまうのだ。これでは跳べないし、危ない。

もっと危ないのは、低い跳び箱で助走をつけてからの、着地で先に手をつかない状態での開脚跳びである。私は実際の授業で、「こういうのは危ないよ」と教えるために、私自身が子ども達の前で実演して見せていた。私の身体が動くときは、助走をつけて、危ない見本を示してあげていたものである。

何度も説明したとおり、跳び箱の高さというもの、自分がゆとりをもって安全に跳ぶために必要な高さなのである。だから3段、4段、5段などと、いくつか用意してあげて、高いのがいいというわけではなく、自分が余裕をもつ

て跳びこせる跳び箱が一番良いのだ。身長、脚力、技能に違いがあるから、いくつかの跳び箱を用意すべきなのだ。

そしてもう1点指摘すべきことは、技の順番である。同じ授業で回転系と切り返し系を取り上げる場合、感覚が残るのを考慮して、切り返し系を先に、回転系を後にやるべきということである。上述の「器械運動の手引き」の157ページ以降において、「器械運動系の指導と安全」と題されたページがあるが、これは私が担当した箇所である。この箇所の最後に、固定施設、マット運動、鉄棒運動、平均台、跳び箱運動と書いてきて、最後に書き足すような形で上述のようなことを書かせてもらった。この本の執筆には、小中高の現場の先生方、教育委員会の方々、さらに大学の教員4人がこれにかかわっているが、全員の了解の元で書いたものであり、私の独断で書いたわけではない。執筆にかかわった誰もがこれを書いた方がいいという意見で一致したために書くことになった。

回転系は、着手のポイントが手前側である。また、すぐに手をついて回転するものなので、つまり頭より腰や肩が上がって回転している。これは、「頭越し」という感覚である。これに対し、切り返し系の着手ポイントは、跳び箱の先のほうについていて、つまり第一局面と呼んでいるところの、手をつくまでの空間・局面を経て、手をついて切り返して着地するという動きが全く違う動きなのである。したがって、練習の順番を考えるべきである。

ただし、「器械運動の手引き」は自分で買うとなると2000円近いお金がかかってしまう。この本は、学校ごとに1冊しか置かれていない。また、200ページ近いので、これを全員の先生が読んで理解しているかということ、ほとんどの先生が読んでないであろうと思われる。それゆえ、本稿のような内容につき、本シンポジウムのような場を活用して、共通理解を深めていければと思う。先ほど教科書の必要性を訴えたのは、教科書に、例えば上記の練習の順番についての注意書きを一文書いてもらえば、読んだ先生も子どもたちも簡単に理解できるからである。



## 学校体育における跳び箱運動の在り方

桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部 松本 格之祐

### 跳び箱運動での事故を防ぐための3つの提言

**提言1:跳び箱を使わないで「跳び箱運動に必要な動き・感覚の定着」を図る**

- ・頭が腰よりも低い姿勢で、体を腕で支える(移動する)動き 「逆さ、犬さん走り、うさぎさん」等
- ・両足で踏みきって～手で体を支え～台(仲間)を跳び越す動き 「タイヤ跳び、馬跳び」等
- ・転がる動き 「横にコロコロ、でんぐり返し」等

**提言2:高さを評価の対象にしない**

「考えてみよう」前提:身長も、運動経験も、跳び箱運動の技能等が違う子どもたちが対象

低い跳び箱は技能が簡単・易しいのか? 高い跳び箱は高い技能が必要なのか?

「評価の観点」 ・安定性 ・雄大さ ・定着度 ・学び方、学ぶ態度

**提言3:跳び箱運動の指導で重篤な傷害の発生件数が多いことを認識すること**

現場の先生方は、自分のクラス、学校という狭い中ではうすうす気づいているが…

「跳び箱運動で指導の対象となる主要な技」

切り返し系 ～ 開脚跳び(開脚伸身跳び)、かかえ込み跳び(屈伸跳び) 等

回転系 ～ 台上前転(大きな台上前転)、首はね跳び、頭はね跳び、側方倒立回転跳び 等

「そもそも、学校で器械運動・跳び箱運動をなぜ学ばなければならないのか？」

(1)器械運動特有の運動技能

- ①非日常の動き＝体育授業での上達の保障
- ②技能の程度が明確＝上達の保障

(2)学習指導要領に示された跳び箱運動の目標・内容

小学校 ～ 運動の楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること

「跳び乗り・跳び下り」「またぎ乗り・またぎ下り」 「切り返し系」「回転系」「発展技」

中学校 ～ 技ができる楽しさや喜びを味わい、器械運動の特性等を理解するとともに、

技をよりよく行うこと 「切り返し系」「回転系」「条件を変えた技」「発展技」

「(提言に加えて)跳び箱運動の指導で留意すべきポイントは何か？」

(1)安全な場づくり

「用具の活用」～跳び箱の横のマット、柔らかいマット 等 + 「仲間の協力」～補助、相互評価 等

(2)無理をさせない指導

「評価方法の見直し」～何をもって「できた」とするのか? + 「最小限の助走の勢い」 等

(3)技の順番への配慮

同じ授業で「回転系」と「切り返し系」を取り上げる場合 ～感覚の残り

## 2 跳び箱運動を安全に楽しく行うための3つの提言 (執筆担当：大川雄矢)

### (1) はじめに

続いて、まっく体操クラブの向井忠義代表から、跳び箱運動の事故や怪我を未然に防ぐ提言が発表された。

発表そのものは、動画を交えながらの実践的な内容であったが、論稿としてまとめると次のとおりである。

### (2) 提言の目的

発表時間 30 分の中でできることは限られていることから、本提言では、こうすれば事故が防げるのではないかと、こうすれば楽しくできるのではないかとというヒントにとどまる。

まず、跳び箱が跳べないというのは、運動能力の問題ではなく、恐怖心の問題である。例えば、跳び箱の端にお尻が引っかかるのではないかと、向こう側に落ちるのではないかと、跳ぶ前にぶつかるのではないかとといった 5、6 個の恐怖心が存在している。この恐怖心を指導者がとってあげれば、これまで 1 回も跳べなかった児童が 3 分で跳べるようになるものである。

### (3) 跳び箱以前の運動

跳び箱の開脚跳びの一連の動作は 7 つの運動から成り立っている。そこでまずは実際に跳び箱を跳ぶという以前に行う運動として 3 つの動きを提案する。

#### (ア) 箱のふち歩き

跳び箱を組み立てず、段をそのまま床に並べ、そのふちを歩いて渡る運動である。

現代の児童は靴を履いて平らな地面の上を歩くばかりとなっているため、横や前に力が加わるとバランスを崩したり捻挫につながったりしてしまう。

そこで、跳び箱の段のふちを歩くことで、足の一部分にしか力が伝わらず、いろんな方向に力が加わることに慣れることができ、怪我をしない着地の練習にもなる。

#### (イ) 箱のふちのほふく動き

次も同じように跳び箱の段を組み立てずに並べた上を今度は手をついて歩く運動を行う。そ

うすると、腕にも手首にも力が加わることから手をつく際の練習にもなる上、四つん這いの姿勢を取ることでひざや股関節にも負荷がかかることから空中姿勢を含めた練習となる。

#### (ウ) 連続ジャンプ

今度も使う用具は同じであるが、並べた跳び箱をラダーのように見立て、ふちを踏まないように両足で飛び越えて行く運動である。両足での踏切や着地の予備運動や練習となる。このとき、両足で踏み切れず片足ずつになってしまう児童は踏切がまだできないため、跳び箱を跳ばせようとするとうつながつてしまう。

#### (4) 開脚跳び技術の習得方法

跳び箱を跳ぶことへの恐怖心から、手を手前にしかつかない児童が多く、一方、指導者が前に手をつくよう指導するもうまくいかないことが多い。

しかし、実際には、跳び箱を跳んでから手をつくまでの空間姿勢が重要であり、まずは空間姿勢を児童に身につけさせることを意識する必要がある。

そこで、手を手前にしかつかず、跳び箱に座ってしまう児童に対しては、手をつく位置や座る位置は一定にしてしまっても構わないので、踏切板を跳び箱から徐々に離していく練習方法を提案する。

そうすることで、空間姿勢が身についていくので、その後踏切板をもとの位置に戻し、踏切で蹴って、手をついてという動作を思い出させながら練習をさせると、徐々に前に手をつけるようになる。

また、手の動きを上から下に振り下ろすような動きをしてしまう児童も多く、手が引っかけて事故にもつながってしまう。そこで、手を下から前に出してつかせることや、跳び箱に座ってしまう段階から、お尻がついたら手を離す練習をするという。

#### (5) 補助法

動画を参照しながら、補助のいい例及び悪い例を案内しつつ、補助者の立ち位置の重要性を紹介した。

まず、まだ跳べない児童に対しては、踏切板に立ち、踏切や手をつくまでの動作の補助を行う必要がある。


次に、ある程度跳べるようになった児童に対しては、踏切板と跳び箱の間に立ち、補助をしながら着地点まで補助者が移動して補助をする。

最後に、跳べるようになった児童に対しても補助はもういらぬのではなく、着地点側に立ち、安全な跳び方であれば身を引いて児童に着地させ、危ないと思ったら跳んできた児童を受け取る形で補助を行う必要がある。

(6) 最後に

児童が跳び箱を跳べない大きな原因は恐怖心である。ただ、例えば5歳くらいの子であれば4頭身ぐらいで、大人でいえば20kgくらいのヘルメットを被っているようなものとなる。

その状態で跳び箱を跳べるかということ、やはり難しい部分はあり、指導者側が無理な注文をしている可能性は常に意識しなければならないし、その中で、心理的に怖いと思うものを取り除いていく作業が必要になっていくと考えている。




**跳び箱運動が安全で楽しくできる3つのポイント**

跳び箱が跳べない、ケガが起きる一番の原因は、運動能力よりも恐怖心ですが、それを解消しながら開脚跳びをマスターできるポイントを3つ紹介します。

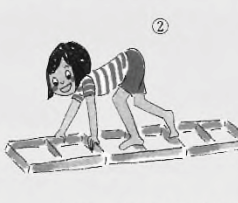
〈各段を図の様に並べ、3種類の運動を行うことで準備運動とケガの予防につながります〉

①



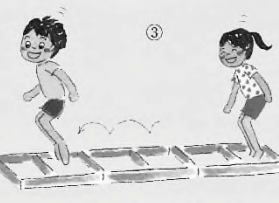
① 箱のふち歩きでバランス感覚が付き、足首の負担が捻挫の予防になります

②



② 箱のふちに手をつき匍匐姿勢で歩き腕でカラダを支える力を付けます

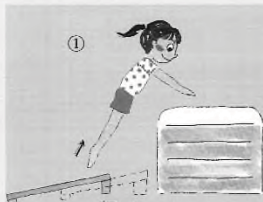
③



③ 連続ジャンプを行うと踏み切りと着地の練習になります

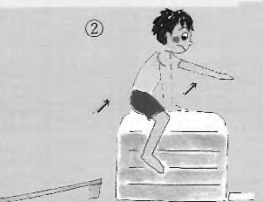
〈開脚跳びには、踏み切り、腕支持、跳び越えるの3つの連続動作の習得が必要です〉

①



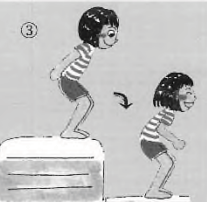
① 座る位置を変えず踏み切り板を少しずつ50cmのところまで後ろにさげます

②



② 踏み切り板を元の位置に戻し台に座った瞬間に腕を前にあげます

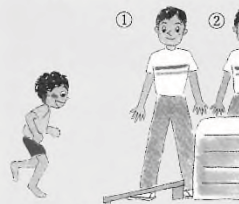
③



③ 跳び箱の上に立ち、低い段から膝を充分上げて着地の練習をします

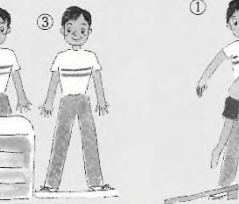
〈安全に跳ぶには、全員に補助が必要であり、また補助者がどこに立つのかも大切です〉

①



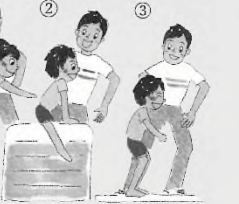
① 跳べない人の補助は踏み切り板側で手前に落ちないようにします

②



② 時々跳べる人の補助は前方で上腕を持って着地点まで移動して補助します

③



③ 完全に跳べる人の補助は前に立ち、きた人を受け取るようにします

【一 跳び箱以前の運動】

【二 開脚跳び技術の習得法】

【三 補助法】

## 第6 終わりに（執筆担当：阿部新治郎）

最後に、NPO 法人 Safe Kids Japan 理事長の山中龍宏医師が、概要以下のとおり閉会の挨拶を行った。

跳び箱運動は、非常にありふれた皆が経験する運動競技だが、これまでこのように多くの分野から研究や議論がされたことは無かったはずである。今回のシンポジウムにおいては、日本スポーツ振興センターのデータによって毎年同様の類似した事故が起きている事実が明らかになっている中で、事件事例の分析を行い、重傷事例に関する裁判例の発表をし、現場教員のアンケートデータも集まり、それらを踏まえ、指導の具体的な方法について議論を行うことができた。

日本スポーツ振興センターに毎年集積される年間 100 万件以上の事故について、それぞれ分析を行っていくことが、子ども達の安全な学

校生活につながるはずである。

そのために、これまでや今回の「これで防げる学校体育・スポーツ事故」シンポジウムで行ってきたように異なる分野の専門家が集まり、多角的に分析、議論するシステムが国のレベルで継続的に行われていくことが必要である。現場の指導者も多くの問題を考えているはずであり、具体的な事故を防止するシンポジウムを開催していくことが、子ども達の安全な学校生活につながることは間違いない。本日の発表結果を現場に還元していただくのと同時に、今後も様々な課題を現場から伝えていただければ有り難いと思う。

今後も「これで防げる学校体育・スポーツ事故」のシンポジウムは継続して開催していくので、子ども達の安全のためにぜひ多くの人に関わっていただき、協力をお願いしたい。

以上